

議案第 8 号

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

(狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 休業の状況

第 3 条 狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、同条第 8 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 人事評価の状況

(狭山市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第 4 条 狭山市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 3 条の規定による改正後の狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条の規定は、平成 2 9 年度における平成 2 8 年度の人事行政の運営の状況に係る報告から適用し、平成 2 8 年度における平成 2 7 年度の人事行政の運営の状況に係る報告については、なお従前の例による。

平成28年2月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。